

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第4回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 平成 23 年 2 月 23 日 19 時 00 分
至 平成 23 年 2 月 23 日 21 時 10 分

- 2 場 所 上富良野町役場 審議室

- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・五十嵐 順美・大柳 房子

保険医・薬剤師代表 渋江 久

被 保 険 者 代 表 杉本 隆一・鎌田 孝徳・小松 紀代美

(欠席委員 矢花 修・石澤 美穂)

事 務 局 町長・町民生活課長・健康づくり担当課長・総合窓口班主幹

及川主査・末永主査・大串主事

- 4 付議議題

- ・ 平成 22 年度国民健康保険特別会計補正予算について
- ・ 平成 23 年度国民健康保険特別会計予算について
- ・ 国民健康保険税条例の一部改正について
- ・ 国民健康保険条例の一部改正について
- ・ 国民健康保険一部負担金の減免等の取り扱いについて

町長挨拶	
町長	平素より国保事業の運営に際しご協力を賜り心より御礼申し上げます。少子高齢化の進行によって、長寿命化の加速とともに医療扶助費も年を追うごとに増加の一途を辿っている。本町の国保運営も更に厳しさを増しており、その状況については後程ご報告させていただく。このような現状を踏まえ、新年度に向けた国保税の改定案について今回の協議会にて提案致したく、ご審議を賜りますようよろしくお願いしたい。
会長挨拶	
会長	<p>昨年の国勢調査結果が新聞紙上で公表されたが、道内においては 12 万人の人口減とのことで、高齢化の進行と相まって地方財政に大きな影響を及ぼし、厳しさが一層増しているように感じる。懸案であった国保税改定に向け、事務局から改定案の諮問が予定されている。皆さんの忌憚のない意見を賜り、協議会として答申していきたい。</p> <p>今回の運営協議会議事録署名委員について事務局案は。</p>
町民生活課長	五十嵐委員・小松委員にお願いしたいと思います。
会長	今回の運営委員会の議事録署名委員は五十嵐委員・小松委員にお願いします。
1 報告事項	
(1) 平成 22 年度国民健康保険税の状況について	
及川主査	資料 P 1 により説明。
	<p>1 月 31 日現在の国保税調定額は現年課税分で 2 億 9,978 万円、前年同期とほぼ同数で推移している。収納率で見ると、現年課税分・滞納繰越分共に前年同期を上回っており、特に滞納繰越分は前年同期比 1.9%増と堅調に推移しており、決算期を迎えるにあたって 20%超の収納率確保が見込まれるところである。</p> <p>また、資料中には 7 期 (1 月 31 日納期) の口座振替分が反映されていないが、本日現在では現年課税分として 83%の収納率となっている。</p>
会長	何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
(2) 平成 22 年度国民健康保険給付状況について	

及川主査	資料P 2～6 により説明。
	資料は平成 22 年度の 9 ヶ月経過時点の状況である。対前年と比較すると、保険者負担額は 5.4 パーセントの増となっているが、被保険者数は後期高齢者医療への移行に伴う資格喪失者に対し新規加入者数が伸び悩んでおり、これまで 100 名強の減となっている。被保険者数の減少は、後期高齢者医療制度創設以後の傾向としてここ数年続いているが、療養給付費は高止まりの状況を維持したまま推移しており、一人当たり医療費を大きく引き上げる要因となっている。また、本年度給付の特色は、受診件数が抑制されているにもかかわらず費用額の増加が著しいことによってレセプト 1 件に要する医療費の高額化が見られ、更には 70 歳以上の高齢者に係る給付に全体の給付費の 3 分の 1 を要している状況である。12 月診療分は今年度としては突出した給付となったが、500 万円超の心臓疾患が 1 件、その他整形・呼吸器系疾患の高額給付が頻発したことによるもの。
健康づくり担当課長	別冊資料により高額療養費の傾向とその予防について説明。
	総医療費が 80 万円超の高額医療費該当者数は年間平均被保険者の 2%程に過ぎないが、年間高額療養費の割合からみると、全体の 14%がこれら 80 万円超の給付費に充てられており、占有率としては非常に高い。今回、疾病別の大分類で高額療養費発生要因の第 3 位にランクしている筋骨格系疾患に着目し統計分析を行った。80 万円超の変形性膝関節症発症者の 8 割は女性であって、BMI 数値でみると全体の約 7 割が測定値 25 を超える過体重の方であった。先天的な要因もあるが、過体重が膝関節に負担を掛け高額な人工関節置換術に繋がるケースが散見される。これらは生活習慣の改善によって発症を回避できる要素を含んでいるので、自己学習ができる機会を提供することで予防に努めていく。
会 長	貴重な資料を提示してもらいました。膝関節症が女性に多いのはなぜですか。
健康づくり担当課長	女性は加齢によって女性ホルモンが減少しますが、それによって骨密度も急激に減少するため、男性よりも発症しやすい身体的な特徴があります。
渋谷委員	資料中の筋骨格系疾患に係る費用額は、どういった算定ですか。
及川主査	レセプト 1 枚あたりの金額を計上しています。
会 長	ほかに何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)

2 諮問事項	
(1) 平成22年度国民健康保険特別会計補正予算について	
及川主査	資料P7～10により説明。
	歳入予算については課税所得確定に対応した国保税収入の補正、交付金・負担金の整理による補正を主なものとしている。歳出予算は保険給付費の執行が増嵩傾向にあるが、現行予算の範囲内で推移すると見込まれ、国保の予算規模としては全般的に必要最低限の軽微な補正に留まっている。歳入予算が歳出予算を上回る内容となっているが差額29,443千円については予備費に充てることとし、決算期まで給付費に大きな変動がなければ、次年度に6,700万円程度の繰越が見込める内容となっている。
会 長	事務局から提案のあった事項に対し、何か質問・意見等ありませんか。
鎌田委員	葬祭費を10件分減額補正するとのことですが、当初予算上では40件の見込みとなっています。これまで葬祭費が40件を超えた年はあるのですか。
及川主査	平成19年度までは、75歳以上の方も国保の加入者でありましたので、当時は年間50～60件の執行がありました。平成20年度に国保の対象者が75歳以下になり、以降は年間20件前後で推移しています。新年度予算上においても、当初から最大30件の見込みで整理したいと思います。
会 長	特定健康診査等事業費が771千円の減額補正となっていますが、事業費が残余となった理由は。
健康づくり担当課長	2次健診の対象者が予想を下回ったことと、1次健診については病院での検査データを町側で受領できれば特定健診データとしての利用が可能であり、病院での検査データをもって特定健診のデータとしたい旨の申し出が増えたことによるものです。
会 長	他になければ、諮問事項(1)については事務局案が適当と認め答申することよろしいか。
各委員	(賛成多数、承認)
(2) 平成23年度国民健康保険特別会計予算について	
及川主査	資料P11～14により説明。
	新年度予算案は国保税改定を前提とし、改定後の姿にて予算組みを行っており税額改定によって保険税収入は対前年度比プラス3,100万円、13%程の増を見込んでいる。

	<p>歳入予算のうち、前期高齢者交付金は平成 21 年度の概算交付金を確定実績に基づいて 23 年度に精算することとしており、23 年度概算分と 21 年度におけるマイナス精算分の相殺処理が行われるため予算上、前年比で 6,700 万円の減となったが、国庫の療養給付費負担金・調整交付金において減額分の概ね 50%が財源補填される。</p> <p>財政調整基金繰入金については平成 22 年度に 2,600 万円の基金運用を行ったことで残余が底をついた状態となっており、新年度はゼロ計上としている。</p> <p>歳出予算は、新たな制度改正が 23 年度に予定されていないことから総務費の精査・節減を行う一方、保険給付費は過去 3 年間の給付状況を勘案した予測数値を計上しており、1 人当たり 5%程度までの医療費増に対応できる内容としている。</p>
会 長	<p>新年度予算案は保険税改定後の数値であることを踏まえてとのことですね。医療給付のような流動的なものは、本当に予測が難しいと感じます。</p>
町 長	<p>国保運営上の基盤を不安定なものに設定しておいて、かつ皆さんからお預かりした税金で運営しているわけですから、財源不足だからといって年度途中で税額改定をお願いする話にはなりませんし、不足を一般財源で補うこともできません。保険基盤を安定させるためには、過去の実績を分析し、予測に対応した一定程度の財源確保が必要となります。</p>
会 長	<p>何か質問・意見等ありませんか。なければ、諮問事項（2）については事務局案が適当と認め答申することによろしいか。</p>
各委員	<p>（賛成多数、承認）</p>
	<p>（3）国民健康保険税条例の一部改正について</p>
及川主査	<p>資料 P 15～16 並びに別冊資料により説明。</p> <p>国保税については、平成 15 年度に医療分、平成 18 年度に介護分の税率改定を行って以降、税率の増額改定は行っておらず、基金保有残余が今年度をもって底を尽くことから具体的な改定後税率について試算を行ったところである。</p> <p>本町の国保をとりまく状況は、総人口の減少と相まって被保険者数についても減少が続いており、今後もこの傾向は一定程度継続するものと予想している。年齢階層で見ると、特に 20 歳～60 歳の生産年齢層の減少が顕著であり、高齢化が進行する一方で平成 15 年度との対比では 1 人当たりの医療費は 5 割増となっており、深刻な状況を迎えつつある。保険給付費が年々増嵩傾向にある中で保険税率はほぼ据え置き</p>

	<p>況となっているが、これまで実質収支不足分は財政調整基金を運用し収支の均衡を保ってきた。今後も税率を据え置いた場合、これまでの手法としてきた基金運用を選択できず、財源不足に陥ることから収支のバランスを欠き、平成 24 年度には赤字決算となる見込みである。</p> <p>税率改正案については、3 年程度の財政維持が可能である税率とし、各所得層で不平等感が生じないよう均衡についても配慮の上試算を行った。</p> <p>また、資産割についてはこれまでの税率を据え置くこととしている。</p>
会 長	<p>かねてから懸案事項であった税率改正の諮問ですが、これまでも事務局より財政調整基金が今年度、底を尽くということで報告いただいていたところであります。ここに至って税率改正せざるを得ない状況を迎えたということですね。近隣の市町村では、富良野市が税率改正を行ったと聞いていますが。</p>
及川主査	<p>平成 21 年度と 22 年度に 2 年続けて税率の改定を行っています。</p>
町 長	<p>課税 4 方式と応能・応益割合の 50:50 配分は私としては堅持したいと思っており、新税率の試算段階において、全所得層間のバランスが取れたものにするよう指示したところです。</p>
五十嵐委員	<p>事務局案は妥当な数字であるように思いますし、具体的に様々な世帯構成のシミュレーションも行われており、この試案の数字に行きつくまでは大変なご苦労があったことと思います。</p>
町 長	<p>収納の部分についても、今年度は比較的良好に推移してきていますが、今後も更に力を入れていきます。</p>
会 長	<p>他に何か質問・意見等ありませんか。なければ、諮問事項（3）については、事務局案を適当と認め答申することによろしいか。</p>
各委員	<p>（賛成多数、承認）</p>
	<p>（4）国民健康保険条例の一部改正について</p>
及川主査	<p>資料 P17 により説明。</p> <p>出産育児一時金は、国の緊急少子化対策にあわせ平成 21 年 10 月より現行の 42 万円に引き上げているが、平成 23 年 3 月までの暫定措置として条例を改正した経緯がある。措置期限後の取扱いについては暫定対応であった現状の支給金額を恒久化することとし、加えて、多くの被用者保険等においては出産祝い金が加入保険者から出産</p>

	育児一時金とは別に支給されている実態や、4割程度の出産件数が42万円を超える所要額となっている現状を鑑み、町独自の施策として国保の被保険者が安心して出産に臨めるよう別途出産支援金3万円を追加して支給するよう条例を改正する。
会 長	何か質問・意見等ありませんか。なければ、諮問事項（4）については事務局案が 適当と認め答申することによろしいか。
各委員	（賛成多数、承認）
	（5）国民健康保険一部負担金の減免等の取り扱いについて
及川主査	資料P18～20により説明。
	一部負担金の減免については、これまでも町の条例施行規則において項目が設けられていたところではあるが、実際に運用されることはなかった。
	昨今の各医療保険者における一部負担金減免に係る取り扱いについては、国からの指導のもと、条文の整備や基準要件の明文化が進んできているが、無闇に免除や徴収猶予を適用するのではなく、一定のルールに則り、真の生活困窮者に対して実際の運用が有効かつ適切に図られることを目的として要綱の整備を行うものである。
	国の基準では入院療養に係る費用のみを減免対象としているが、市町村レベルでは外来診療費も対象に含めて運用している保険者も少なくなく、本町も入院・外来双方に係る一部負担金を対象としたい。
	医療保険者は被保険者からの申請によって証明書を交付し、それを受診医療機関に提示することで一部負担金が免除される仕組みであり、保険者がその負担を負うこととなるが、国の基準に合致した減免案件については、国の財政支援として免除額の2分の1が調整交付金で補填されることとなる。
町 長	今回、税率改正による負担増を皆さんにお願いすることとなりますが、生活困窮者に対しても応分の負担をお願いすることになります。そういった方々には病院での医療費の側から支援していくことで全体的な公平感を維持していければと考えている ところです。
会 長	減免を受けるためのハードルがそれなりに高く設定されているので、活用する人は限られてくるとは思いますが、制度的な受け皿として要綱を整備しておく必要はある と思います。
町 長	国保の加入者が全員で生活困窮者を支える制度にしたいと思います。

